給食費　学用品費など　校外活動費

令和5年度

# 就学援助費（しゅうがくえんじょ）の受付を開始します

日頃より本市の教育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
就学援助とは学校生活の中で保護者が負担する費用（給食費・校外活動費など）の助成制度です。
所得など要件がありますが、対象かどうか迷われる場合は、申請されることをおすすめします。

## おもな助成内容

・給食費（年約5万円）　・移動教室、修学旅行費（約1～6万円）
・校外活動費、卒業記念品費、通学費など　・学用品費（年約1～2万円）
・小、中、高入学準備金（新小1、小6、中3のみ　約5～6万円）

詳細は裏面へ

## 受付期間

**5月31日（水）**までの申請で、4月分から受給できます（必着）。
上記期日以降も随時申請できますが、支給額は受付日以降分のみとなります。

## 対象世帯

**市内在住**で、市立など**国公立小・中学校**に通う児童生徒のいる世帯のうち、
以下の①～④の要件のうち**いずれか1つ**にあてはまることが必要です。

対象になるか
迷う場合は、
①番で申請を！

**①前年の年間収入額が基準以下である**
（2022年1月～12月の世帯全員の合計で判定します。）
**②児童扶養手当を受給している**（ひとり親世帯）
**③生活保護を受給している**（令和5年度中に停止・廃止を受けた場合も含む）
**④疾病、失業等の特別な事情があり令和5年の収入が①に該当する**

**●収入基準額の目安**（人数と年齢等によって世帯ごとに基準額が異なります）

| 世帯構成の例 | 世帯収入合計 | 世帯構成の例 | 世帯収入合計 |
|---|---|---|---|
| 夫婦（40歳）、小1 | 約400万円以下 | 夫婦（40歳）、幼児、小1 | 約430万円以下 |
| 夫婦（40歳）、小1、中1 | 約480万円以下 | 親1人（40歳）、小1 | 約360万円以下 |
| 夫婦（40歳）、小1、小4、中1 | 約530万円以下 | 親1人（40歳）、小1、中1 | 約450万円以下 |

※「持ち家」と「借家」の区分はありません。
※収入が給与の方…源泉徴収票の「支払金額」の金額をみます。
※自営業の方…税申告を必ず済ませてから申請をしてください。
申告済みの所得を給与収入額に換算した額で判定します。

## 申請方法

**申請書**（学校ごとに1枚）に記入・押印のうえ、**直接または郵送**にて提出をしてください。

毎年申請が
必要です！

※直接提出する場合は、下記提出先までご持参ください（市政センターでは受付できません）。
※令和5年1月2日以降の転入者で、要件①「収入額が基準以下」にて申請をする方は、転入前の自治体で発行される「課税証明書（令和5年度）」を提出してください（名称異なる場合有り）。期日までに取得できない場合は、申請書のみ先に提出し、課税証明書は取得でき次第、提出してください。すでに、他制度の申請等で市に提出済みの場合はご連絡ください。

【提出先・問合せ】
武蔵野市教育委員会　教育支援課　就学援助担当（武蔵野市役所南棟5階）
〒180-8777　武蔵野市緑町２丁目２番28号
電話：0422(60)1900　（平日８時30分～17時00分）

# よくある質問

**Q1:対象になるか分からないのですが申請できますか？**

A:できます。対象かどうか分からない場合は、「年間収入額が基準以下である」の要件にて申請してください。審査のうえ判定します。

**Q2:支援を受けていることが友達などに分かるようなことはありますか？**

A:認定結果などの通知は教育委員会から保護者に直接郵送します。また、学校においても対象者の情報は必要最小限の範囲で取り扱いますのでご安心ください。

**Q3:結果はいつ通知されますか？助成金はいつ支給されますか？**

A:5月31日までに申請された場合、認定結果は7月上旬に通知文書を郵送します。認定となった場合は、各学期終了後に支給を行います（8月中旬、翌年1月中旬、4月中旬）。

**Q4:認定となった場合、給食費の支払いはどうなりますか？**

A:認定された場合、給食費は引き落としが停止されます。認定前に保護者が支払った費用については、各学期終了後に支給します。

**Q5:認定となった場合、学納金の支払いはどうすればよいですか？**

A:学納金は認定前、認定後にかかわらず学校の指定どおりにお支払いください。
各学期終了後に、保護者が支払った金額のうち対象となる費用について支給します（支給に伴い、保護者からの報告や手続きは必要ありません）。
また、学納金等に未納がある場合は、保護者への支給は行わず、学校へ支給を行います。

## 令和5年度　就学援助費支給対象費用

| 対象費目 | 学年 | 支給額 |
|---|---|---|
| 学用品費 | 小1・中1 | 小　11,630円（年額）<br>中　22,730円（年額） |
| | その他の学年 | 小　13,900円（年額）<br>中　25,000円（年額） |
| 新入学学用品費<br>（小・中・高の入学準備金） | 小1・小6・中3 | 小1　54,060円（未支給の場合のみ8月中旬支給）<br>小6　63,000円（3月上旬支給）<br>中3　60,000円（高等学校等に進学する場合のみ3月に支給） |
| 校外活動費 | 全学年 | 保護者が負担した額 |
| セカンドスクール費<br>プレセカンドスクール費 | 小4・小5・中1 | 保護者が負担した額 |
| 移動教室費<br>修学旅行費 | 小6・中3 | 保護者が負担した額 |
| 体育実技用具費<br>（剣道防具・柔道着） | 全学年 | 保護者が負担した額 |
| 卒業記念品費 | 小6・中3 | 保護者が負担した額 |
| 給食費 | 全学年 | 認定日以後の給食費 |
| 通学費 | 該当者のみ | 保護者が負担した額<br>（通常学級在籍者は小学校4km以上、中学校6km以上の場合のみ） |
| オンライン家庭学習支援費 | 学習者用コンピュータを通年家庭に持ち帰る学年 | 14,000（年額） |

1.「保護者が負担した額」…教育委員会が必要と認める費用に限ります。
2. 生活保護を受給中の世帯は、上記表のうち生活保護費で支給されない費用のみ支給します。
3. 高等学校等入学準備金は令和6年2月1日時点で武蔵野市に住所を有し、高等学校等へ進学される場合のみ支給となります。